



登場
ページ

09

ページ

10

ページ

40

ページ

今週の専門用語



外交官免税

駐日外国公館や外交官等への物品販売やサービス提供について、消費税を免除する制度（措法86）。店舗は国税庁長官から免税指定店舗の指定を受ける必要がある。購入者は外務省発行の免税カードと身分証明票を店舗に提示し、外国公館等用免税購入表を提出する。店舗は購入表を7年間保存する。カードには、物品・サービスを免税とするものや、物品のみを対象に最低購入金額を5,000円とするものがある。令和6年度税制改正により、購入手続や販売記録のデジタル保存が可能となった。



株式の差押処分

滞納国税を徴収するために滞納者が保有する株式を差し押さえる滞納処分である。株券発行会社の場合は、発行済みであれば株券、未発行であれば株券交付請求権が差押えの対象となる（徴法56、62）。株券不発行会社の場合は、株式そのもの（振替株式を除く）、上場株式は振替株式として差押えの対象となる（同73、73の2）。取引相場のない株式は原則売却、上場株式は原則委託売却により換価され（同94、109、換価事務提要92）、売却代金は滞納国税等に充てられる。



事後照合

大胆な投資促進税制の適用を受けるためには、設備を取得等する前に導入する投資計画について、経済産業大臣の確認を受ける必要があるが、その後、投資計画に基づき設備の取得等をし、事業の用に供した年度において、導入をした設備が投資計画に従って導入されたものであるかについて、経済産業大臣の証明を受ける必要がある。これを事後照合という。申請者は、適合証明申請書に確認書の写し等を添付して、経済産業局に提出する必要がある。発行された適合証明書は、確定申告の際に必要となる。

編集室

◆企業のDX化が進む中、従業員が新たな業務や職種に対応できるよう、スキルや知識の再習得、いわゆるリスキングを実施する企業も多い。◆最近では、自社の従業員だけでなく、サプライチェーン上の協力会社の従業員に対して、研修費用等を支援したり、協力会社に従業員を派遣し、現場指導を実施することなども行われている。生産性改善や技能者の確保など、個社の取組みだけでは限界があるからだ。◆ただ、自社以外の人的投資については、費用となるのか、寄附金となるのか、税務上判断に迷うケースが多いという。この点、人的投資の促進の観点から一刻も早い税務上の取扱いの明確化が求められそうだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第1142号

2026年10月19日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 ta@lotus21.co.jp にお願います。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい

見本誌請求ページへ